

別表（第2条関係）（電気柵設置、有害鳥獣捕獲者支援、特産品開発活動、農業機械等導入支援等）

補助事業名	対象経費	補助対象者	交付額
農作物残雪対策事業	消雪剤購入費 (10a当たり3袋)	農家、農業者の組織する 団体、農業法人	対象経費の2分の1 (残雪対策本部を設置した 場合に限る。)
特産品開発等活動事業	特産品開発のための研修 会参加費、特産品生産・加 工のための機械・器具類 及び包装容器・ラベル等 の資材	村内の農産物等を活用し て特産品の生産・加工及 び販売に取り組む地区又 はグループ等の団体	対象経費の3分の2 (上限500,000円) (千円未満の端数は切り捨 てる。)
農業機械等導入 支援事業	農業機械又は農業用ビニ ールハウス等の購入設置 及びリースに要する経費	村内認定農業者	対象経費の2分の1以内 (上限 一般農業機械等 500,000円、スマート農業機 械1,000,000円) (千円未満の端数は切り捨 てる。)
	環境負荷に配慮した充電 式草刈機等又は労働安全 に配慮した空調服等の導 入に要する経費	農林地の所有者又は農林 業に従事している者	対象経費の2分の1以内 (上限20,000円) (千円未満の端数は切り捨 てる。)
有機JAS認定支 援事業	有機農産物の日本農林規 格(有機JAS)による生産 工程管理者の認定のため 認定機関に支払う経費	農家、農業者の組織する 団体、農業法人	対象経費の3分の1以内 (上限50,000円) (千円未満の端数は切り捨 てる。)
電気柵等設置事 業	有害鳥獣の侵入を防止す るために設置する電気柵 等(電気牧柵器、電気牧柵 線、がい子、くい、電気計 測器、ネット等)の資材購 入に要する経費	農家、農業者の組織する 団体、農業法人	対象経費の2分の1 (上限100,000円) (千円未満の端数は切り捨 てる。)
新規狩猟者確保 事業	猟銃の所持許可に要する 経費	白馬村鳥獣被害対策実施 隊員として有害鳥獣捕獲	対象経費の10分の10以内 (千円未満の端数は切り捨 てる。)
	狩猟免許取得に要する経 費	活動に従事しようとする 者	
狩猟免許等更新 者支援事業	猟銃等所持許可更新及び 狩猟免許更新に要する経 費	白馬村鳥獣被害対策実施 隊員	対象経費の10分の10以内 (千円未満の端数は切り捨 てる。)
有害鳥獣捕獲者 支援事業	狩猟者登録に要する経費	白馬村鳥獣被害対策実施 隊員	対象経費の2分の1 (千円未満の端数は切り捨 てる。)